

2022年11月1日、自転車の安全利用を促進するための「自転車安全利用五則」が変わりました。

2007年から2022年10月まで続いた旧五則では

3.歩道は歩行者優先で 車道寄りを徐行

5.子供は、ヘルメットを着用

となっていましたが、

1.車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

2.交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3.夜間はライトを点灯

4.飲酒運転は禁止

5.ヘルメットを着用

に変わりました。これからは自転車の通行は「**車道が原則**」「**歩道は例外**」となりました。**自転車の歩道走行は原則として、補助標識などで除外されていない限りできません。通行するときには、特に歩行者に注意して徐行しなければならない、ということが定められています。**

もう1つの大きな変化は、ヘルメットの着用です。以前の五則ではヘルメットの着用は、子供に対して呼び掛けられたものでした（愛媛県は高校生も義務化）。今後はあらゆる年齢層にヘルメット着用が呼び

掛けられます。今年4月の道路交通法改正でも、「努力義務」として盛り込まれています。

事故を減らすために「乗手責任」問う

交通事故は全体で減少傾向ですが、反対に自転車に関与する割合は目立つようになりました。被害者を減らすための対策が、これまで以上に自転車の乗り方に向けられています。今治でも今まで以上に自転車の安全運転に努めなければなりませんね。**自分を守るため「自転車通行可能な歩道は歩行者優先で通行しましょう。」**そして愛媛の道路は狭いので、車道を通行する場合『**自分の安全・命を守ること**』を最優先して下さい。